

都市計画概要図等広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市計画概要図及びまちづくり情報図（以下「概要図等」という。）への広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 概要図等に掲載する広告は、その内容が公共性を損なうおそれのないものであって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令に違反するもの又は違反するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又は反するおそれのあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの
- (4) 政治性、宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (7) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係るもの又はこれに類するもの
- (9) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に係るもの
- (10) 商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第2条第3項に規定する先物取引に係るもの
- (11) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこに係るもの
- (12) 法律の定めのない医療類似行為に係わるもの
- (13) 労働者の募集に係るもの
- (14) 迷信若しくは非科学的と認められるもの
- (15) 市政運営に支障があると認められるもの
- (16) 暴力団等の非合法組織若しくはその関連企業又は前身が非合法組織であった企業に係るもの
- (17) 前各号に掲げるもののほか、広告の内容又は表現が概要図等を媒体と

して行うものとして適当でないと市長が認められるもの

(広告の掲載位置及び枠数)

第3条 広告を掲載する位置は、概要図等の市長が指定する位置とする。

2 広告の枠数は、原則、表面に5枠までとする。

3 広告は、複数枠を合わせて掲載することができる。

(1枠の規格)

第4条 広告1枠の規格は、縦2.5センチメートルで横7センチメートルとする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、4月1日から当該年度の3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情がある場合は、広告の掲載期間を市長が適当と認める日からその日の属する年度の3月31日までとする。

(広告の掲載料)

第6条 広告の掲載料(以下「掲載料」という。)は、1枠当たり27,273円(別途消費税及び地方消費税を加算する。)とする。消費税及び地方消費税を加算した額に100円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項に規定する場合にあっては、掲載料を、12で除して得た額に同項に規定する市長が適当と認める日の属する月からその月の属する年度の3月までの月数を乗じて得た額とする。

(広告の掲載を申し込むことができる者)

第7条 次に掲げる業種又は業者の広告は、掲載しないものとする。

(1) 本市の市税を滞納している者(個人にあっては、独立して自ら事業を営む者に限る。)

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項の規定により風俗営業と規定されているもの

(3) 風俗営業類似の業者

(4) 茅ヶ崎市暴力団排除条例(平成23年茅ヶ崎市条例第5号)第2条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規

定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者

- (5) たばこその他市民の健康上、好ましくないとされるもの
- (6) ギャンブル(公営競技及び宝くじを除く。)に係るもの
- (7) 医療、医薬品、化粧品等の広告で医療法(昭和23年法律第205号)、薬事法(昭和35年法律第145号)等に抵触する者
- (8) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (9) 消費者金融
- (10) 債権の取立て、示談の引受け等を業とするもの
- (11) 商品先物取引に関するもの
- (12) 占い、運勢判断に関するもの
- (13) 興信所、探偵事務所
- (14) 結婚相談、交際紹介等を業とするもの
- (15) 各種法令に違反しているもの
- (16) 民事再生法(平成11年法律第225号)、会社更生法(平成14年法律第154号)による再生又は更生の手續中の事業者
- (17) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (18) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (19) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)に規定するインターネット異性紹介事業
- (20) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種又は事業者
- (21) 茅ヶ崎市指名停止等措置基準に基づく指名停止を受けている事業者
- (22) その他広告として掲載することが不相当であると認められるもの
(広告掲載の申込み)

第8条 広告を掲載しようとする者は、市長が指定する期日までに、法人にあっては納期限の到来している直近の、個人にあっては当該年度(当該年度の納税証明書が取得できない場合にあっては、前年度)の市税の納税証明書を添えて書面により市長に申し込まなければならない。

2 前項の納税証明書は、申し込み時にその原本を提示することで写しに、市税の領収証書を提示することで領収証書の写しに代えることができる。

(広告募集の周知)

第9条 市長は、あらかじめホームページ等により広告募集の周知を行うこととする。

(広告主の決定)

第10条 市長は、第8条の規定による申込みがあった場合において、広告の掲載をするときはその旨を、広告の掲載をしないときはその旨及び理由を書面により通知するものとする。

2 広告主の決定は、先着順とする。

(掲載料の納付)

第11条 広告主(広告を掲載する旨の決定を受けた広告主に限る。以下同じ。)は、市長が指定する期日までに掲載料を一括して納付しなければならない。

(版下の作成及び提出)

第12条 広告主は、別に定める形式による広告の版下を作成し、市長が指定する期日までに、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された版下が、広告の内容として適切ではないと認めるときは広告主に対し修正等を命じることができ、広告主はこれに応じなければならない。

(広告の変更)

第13条 広告主は、広告の内容を変更しようとするときは、市長にあらかじめ協議のうえ、市長が指定する期日までに版下を提出しなければならない。

2 前項の規定により提出された版下は、前条第2項の規定を準用する。

(広告主の責任)

第14条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(取りやめの申出)

第15条 広告主は、広告の掲載を取りやめようとするときは、広告の掲載を取りやめようとする日の7日前までに、書面により市長に申し出なければならない。

(掲載決定の取消し)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告の内容が第2条各号のいずれかに該当すると認められるとき。
- (2) 広告主が第7条各号に該当すると認められるとき。
- (3) 広告主が第11条の規定に違反して同条に定める日までに掲載料を納付しないとき。
- (4) 広告主が第12条の規定に違反して同条に定める日までに版下を提出しないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が広告の掲載の決定を取り消す必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載の決定を取り消したときは、書面により広告主に通知するものとする。

(掲載料の還付)

第17条 既納の掲載料は、還付しない。ただし、次の各号に掲げる事由に該当するときは、掲載料を還付する。

- (1) 第15条の規定による広告の掲載の取りやめの申出があったとき（第5条第1項及び第2項に規定する広告掲載を開始する日の7日前までに第15条に基づく申出があったときに限る。）。
- (2) 市長が前条第1項第5号の規定により広告の掲載の決定を取り消したとき（その事由が広告主の責めによらないときに限る。）。

2 前項ただし書の規定による掲載料の還付を受けようとする者は、書面をもって市長に請求しなければならない。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。